

## 姫路市上下水道局工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、姫路市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が締結した工事請負契約（以下「請負契約」という。）に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、厳正かつ適格な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象工事)

第2条 評定は、請負契約に係るすべての工事について行うものとする。ただし、経営管理課以外において締結した請負契約に係る工事及び姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条において例によることとされる姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第27条第1号に規定する予定価格130万円以下の工事を除くものとする。

### (評定の区分)

第3条 評定区分、評定項目及び評定者は、次のとおりとする。

#### (1) 標準工事（契約金額が1,000万円以上の工事をいう。）

評定区分	評定項目	評定者
工事担当課 評定	1 施工体制	(1) 施工体制一般 (2) 配置技術者
	2 施工状況	(1) 施工管理 (2) 工程管理 (3) 安全対策 (4) 対外関係
	3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形 (2) 品質
	4 工事特性	施工条件等への対応
	5 創意工夫	创意工夫

	6 社会性等	地域への貢献等	担当課長
	7 法令遵守	法令遵守等	
	8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	
検査員評定	1 施工状況	施工管理	検査員
	2 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形 (2) 品質 (3) 出来ばえ	

(注) 建築工事、機械設備工事又は電気設備工事にあっては、「主任監督員」とあるのは「監督員」とする

(2) 小規模工事 (契約金額が 130 万円を越え 1,000 万円未満の工事をいう。)

評定区分	評定項目	評定者
工事担当課 評定	1 施工体制	(1) 施工体制一般
		(2) 配置技術者
	2 施工状況	(1) 施工管理
		(2) 工程管理
		(3) 安全対策
		(4) 対外関係
	3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形
		(2) 品質
		(3) 出来ばえ
	4 工事特性	施工条件等への対応
	5 創意工夫	創意工夫
	6 社会性等	地域への貢献等
	7 法令遵守	法令遵守等
	8 総合評価技術提案	技術提案履行確認

(注) 建築工事、機械設備工事又は電気設備工事にあっては、「主任監督員」とあるのは「監督員」と、「総括監督員」とあるのは「係長又は課長補佐」とする

(工事成績評定表)

第4条 評定は、前条の評定項目ごとに、別に定める姫路市請負工事成績評定基準に基づき、姫路市工事等成績評定システム（以下「評定システム」という。）に入力することにより工事成績評定データ（以下「評定データ」という。）を作成して行うものとする。

(評定)

第5条 評定は、評定点合計の点数区分に応じ次のとおりとする。

評定点合計	評定
85点以上	秀
75点以上85点未満	優
60点以上75点未満	良
40点以上60点未満	可
40点未満	劣

(評定時期)

第6条 評定は、工事完了後請負工事ごとに独立して行うものとする。

(評定の順序等)

第7条 標準工事の評定は、評定システムにより工事担当課において評定者が評定を行った後、上下水道局参事のうち管理者が指名する者（市長の事務部局において工事検査室長の職を兼ねる者に限る。以下「工事技術検査室長」という。）（指定検査員が工事の検査を行う場合にあっては、工事担当局長）に評定データを送付しなければならない。また、小規模工事の評定は、評定システムにより工事担当課において評定者が評定を行った後、工事技術検査室長（指定検査員（工事担当課長）が工事の検査を行う場合にあっては、工事担当部長）に評定データを送付しなければならない。

2 検査員は、標準工事について前項の規定により送付を受けた評定データに検査員

の評定点及び評定点合計並びに評定を評定システムにより入力する。

3 工事技術検査室長は、評価点合計及び評定を経営管理課長に報告するものとする

。

(評定表の保管)

第8条 工事技術検査室長は、評定データを3年間保管するものとする。

(秘密の保持)

第9条 評定の関係者は、評定データに係る秘密の保持に努めなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に上下水道局が契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。